

会

議

午前10時 0分開議

議長（大黒孝行君） おはようございます。

出席議員が定足数に達しておりますので、会議は成立をしました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議開催に当たり、欠席したい旨の届け出のありました議員は、4番 土屋雄二君であります。

議第12号の上程・説明・質疑・委員会付託

議長（大黒孝行君） 日程により、議第12号 共立湊病院組合規約の全部を変更する規約についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

健康増進課長。

健康増進課長（平山廣次君） それでは、議第12号 共立湊病院組合規約の全部を変更する規約についてご説明申し上げます。

議案件名簿の10ページをお開きください。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定より、共立湊病院組合規約の全部を変更することについて、同法第290条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

提案理由といたしましては、共立湊病院組合の規約を全部変更することについて、当組合を組織する関係地方公共団体と協議するためでございます。

共立湊病院は、賀茂の1市5町による一部事務組合が開設者となり、平成9年に開院し、平成24年5月から病院機能を下田南高跡地に移転新築することになりました。伊豆南部における中核的医療を担ってまいりましたが、医療提供体制の充実と向上を図り、地域の住民から信頼される医療機関を目指し、地域の発展に寄与できることを願い、移転新築を進めております。

また、現在の共立湊病院にかわり診療所を整備することにより、老人福祉施設の医療と介護の連携は今まで同様に行える環境整備も進めております。賀茂地区は、住民の日常生活、経済活動、長い歴史と文化を共有してきた地域であります。医療介護一部事務組合による広

域行政の中で連携を深めていくことは、地域の医療提供体制の充実だけにとどまらず、地域発展にとっても重要な資源でもあります。

本件議案は、関係市町の1市5町のすべてが議会に付議することになりましたので、本定例会においてご審議をいただくものでございます。

それでは、規約について概略をご説明いたします。

恐れ入りますが、議案件名簿11ページ、12ページをお開きいただくとともに、別添条例改正関係等説明資料の5ページ、6ページをお開きください。

共立湊病院組合格約（平成9年市第1352号）の全部を変更するものでございます。

全文を順にご説明いたします。

説明資料の右側のページの変更後に沿って説明いたします。

一部事務組合下田メディカルセンター規約。章立てになっておりまして、第1章総則でございす。

第1条、組合の名称。この組合は、一部事務組合下田メディカルセンター（以下「組合」という。）という。

第2条、組合を組織する地方公共団体。組合は、下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町（以下「関係市町」という。）をもって組織する。

1市5町で構成するものでございます。

第3条、組合の共同処理する事務。組合は、次に掲げる施設の設置、管理及び運営に関する事務を共同処理する。

第1号、下田メディカルセンター。

第2号、下田メディカルセンター附属みなとクリニック。

第3号、介護老人保健施設なぎさ園。

第4条、組合の事務所の位置。組合の事務所は、下田市六丁目4番43号に置く。

第2章、議会でございます。

第5条、議会の組織。組合の議会（以下「組合議会」という。）の議員（以下「組合議員」という。）の定数は12人とし、関係市町においてそれぞれ2人を選出する。

第6条、議員の選挙。第1項、組合議員は、関係市町の議会において、当該議会の議員のうちから選挙する。

第2項、組合の管理者は、前項に規定する選挙を行うべき事由が生じたときは、選挙を行うべき期限を定めて関係市町の長に通知しなければならない。

第3項、第1項の選挙が終わったときは、関係市町の長は、直ちにその結果を組合の管理者に通知しなければならない。

第7条、議員の任期。第1項、組合議員の任期は、関係市町の議会の議員の任期による。

第2項、組合議員が、関係市町の議会の議員の職を失ったときは、その職を失う。

8ページをご覧ください。

第8条、補欠選挙。第1項、組合議員に欠員が生じたときは、補欠選挙を行わなければならない。

第2項、第6条第2項及び第3項の規定は、前項の選挙に準用する。

第3章、執行機関。

第9条、管理者等です。第1項、組合に管理者、副管理者及び会計管理者を置く。

第2項、管理者は、下田市長をもって充てる。

第3項、副管理者は、関係市町の長の協議のよりこれを定める。

第4項、会計管理者は、南伊豆町の会計管理者をもって充てる。

第10条、職員。第1項、組合に職員を置き、管理者がこれを任免する。

第2項、職員の定数は、組合の条例で定める。

第11条、監査委員。第1項、組合に監査委員2人を置く。

第2項、監査委員は、管理者が組合議会の同意を得て、識見を有する者及び組合議員のうちからそれぞれ1人を選任する。

第3項、監査委員の任期は、識見を有する者のうちから選任される者にあつては4年とし、組合議員のうちから選任される者にあつては、組合議員の任期とする。

第4章、組合の経費でございます。

第12条、経費の支弁方法。第1項、組合の経費は、組合の事業により生ずる使用料、関係市町の負担金その他の収入をもって支弁する。

第2項、前項の負担金は、次の表のとおりとする。

経費区分、負担割合の順にご説明いたします。

第3条第1号の事業に要する経費、均等割5%、利用者数割95%。

第3条第2号及び第3号の事業に要する経費、関係市町の長の協議により定める。

第3項、前項の規定によるほか、臨時に経費を必要とするときの負担金の負担割合は、関係市町の長の協議に基づき、組合の議会の議決を経て定める。

第5章、雑則。

第13条、この規約に定めるもののほか、この組合の運営に必要な事項は、管理者が定める。恐れ入ります。議案件名簿の12ページにお戻りください。

附則でございますが、規約の施行日は、平成24年5月1日からとするものでございます。

以上で議第12号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（大黒孝行君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

7番。

7番（沢登英信君） 議第12号の共立湊病院組合の規約の全部を変更する規約についてであります。これは、地方自治法に基づいて協議がされてきたと思うわけですが、どういうところでどういう形の協議がされてきたのかということをお尋ねしたいと思っております。

といいますのは、共立湊病院のこの組合規約はどういうものか、どういう位置にあるのか、こういう点を第2点目としてお聞きをしたい、こう思うわけです。1市5町が、それぞれ自分たちの医療サービス、住民への医療サービスを、協力して病院をつくってサービスを提供しよう、こういうことであろうかと思っておりますので、そもそもがこの規約からすべての取り組みが始まる。市長の権限も理事長の権限も、この規約の範囲を超えることは当然できないと。したがって、病院組合の条例につきましても、この規約を受けて条例が定められると。運営管理に関する条例が定められる、こういう手はずになると思うわけでありまして。

ところが、2月の定例議会で、既に共立湊病院組合事業の設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例が制定されておりまして、名称も、一部事務組合下田メディカルセンターという名称になっているのではないかと思います。そもそも順序が全然違っていると、こういう地方自治法上の疑問がここにあるかと思っております。

次に、2点目としまして、組合の名称であります。この組合の名称は、一部事務組合下田メディカルセンター（組合という）、こういう定めになっております。一部事務組合は、既に共立湊病院組合だけではなく、消防も下田地区消防組合、斎場もそうです。南豆衛生プラント。この下田市と近在の自治体、町と協力し合って一部事務組合をつくってきております。しかし、一部事務組合という名称を頭にいただいて何々というような名称は一つもつけてないわけです。言ってみれば、地方自治体下田市といっているような名称をつけていると。常識外れの名称であるということは、1点、明らかじゃないかと思うわけです。この議論が、協議会の中でどういう議論がされてきたのか。あわせてお尋ねをしたいと思っております。

さらに、下田メディカルセンター、この名称も、一時指定管理者だったジャパンメディカルアライアンス、あるいは静岡メディカルアライアンスのほうから提案されてきた名称で、既に仮設のものとして新たに新築された、3階ですか、高いところにこの名称が既に看板がついている。指定管理者に提供するかのような病院であるのか。ここの地域住民のための病院ではなかったのか。そうだとすれば、当然、地域住民に名称を応募するとか、愛称を応募するとか、それぞれの手続が必要ではなかったのかと思うわけであります。現状態で考えますと、少なくとも共立下田メディカルセンター組合と、こういう名称に当然すべきではないかと思うわけであります。

それから、2点目は、平成9年10月から既に共立湊病院組合規約はでき上がって、13年間共立湊病院が運営されてきているわけであります。そして、その途中経過の中では、なぎさ園も新設され事業展開をしてきていると。なぜ、全部改正をしなければならないのか。一部改正で足りることではないかと。議会の運営協議会の中で、事務局長は、内容は、これは一部事務改正だと。したがって、即決でいいんだと、こんな主張もされておりました。

一部改正でいいにもかかわらず、内容を点検していきますと、全部改正をしなければならないような内容が、とんでもない内容がこの中に含まれていると、こういうことが言えるのではないかと思います。

したがって、どういうわけで一部改正しないで全部改正したのか、当局の見解を第3点目としてお尋ねをしたいと思います。

例えば、第2条についていえば、構成団体は全く変わっていないわけですから、当然一部改正でいいという見解が出てこようかと思うわけであります。

第3条でございます。組合の共同処理する事務。ここに定められた事務について、病院組合のほうの条例で受けて、管理者が執行できると。すべてが、管理者がフリーハンドだというわけではないわけです。ここの1の下田メディカルセンター、下田メディカルセンター附属みなとクリニック、(3)の介護老人保健なぎさ園、この運営を共同して任せてください、任せましょうと、こういう規約になっているわけであります。しかし、共立湊病院で新たな事業や課題が出ていることは明らかだと思います。共立湊病院の跡地をどうするのかという問題がそこにある。病院事業とは全く関係のない形で、今、進められています。不動産業、貸付業として、土地の活用をしていただける事業体はないのかと、こういう攻防がされているわけです。これもとんでもないことだと思います。各議会に、そういう事業をしてよろしいかという規約の改正をなくして、執行権もないのに管理者がどんどんそういう仕事を進め

ている、こういう現状だろうと思います。少なくとも、規約の改正の中には、4項目として跡地の利用をどうするのかということ各議会の町々に諮っていくということが、当然規約上必要であります。そうでなければ、管理者が跡地について事業計画を定めるというようなことは任せていないと、各議会や自治体は任せていない、やってはいけないということに、私はなると思うわけでありませう。

したがって、第3条、まさにこの規約は、落ち度のある、瑕疵のある規約だと、こう言わざるを得ないと思うわけでありませう。

4条は、事務所の変更ということであると思ひます。第2章の議会の組織であります、従来から、各市町から2名ずつ議会から選出されて、12名で議会を構成する、こういうことになっているわけでありませう。しかし、この経過の中で、この病院の負担はその利用が南伊豆町及び下田市の住民が多いということで、その率に従って負担をすれば、経費の負担をする。後ほど出てこようかと思ひますが、そういうぐあいになっていようかと思ひます。そうしますと、当然、各市町村2人ずつという形式的な平等論でいいのかと。例えば、下田市は4人の議員が選出できる。南伊豆は3人の議員が選出できる。あとの議員、自治体は2名だと、当然こういうことも検討しなければならない、それでいいかどうかは別にしまして、そういう議員の構成や人数についても、当然検討しなければならない課題であると思ひますが、どのような議論がされて、従来どおり各自治体2名でよろしいということになったのか、お尋ねをしたいと思います。

第7条は、従来どおり、議会を代表するということで、職を失ったら、その議員としての職を失うということであると思ひます。

時間の関係もありますので、第3章の執行機関に移りたいと思ひますが、第9条、管理者は下田市長をもって充てると。この病院が、下田に移転をしたので、下田市長をもって充てると、こういうことにされたと思ひますが、それで間違いはないかどうか、確認をいただきたい。

大きく変わっていますのは、副管理者が関係市町の長の協議によってこれを定める、こうしているところであります。どうしてこのように改正になったのか。従来どおりの見解で、当然(3)はいくべきではないかと、こういう意見が当然出てこようかと思ひますが、さらに4の会計管理者は、南伊豆町の会計管理者をもって充てると。収入・支出の確認をするのに、わざわざ南伊豆町の管理者に、その管理者そのものと会計管理者は同じ自治体で兼ねると。事業の効率化を含めて、従来の9条はそういう形になっていたかと思ひますが、な

ぜ管理者は下田市長、そして会計管理者は南伊豆町にされたのか、ここら辺も大きな疑問を感じるところではないかと思うわけであります。

次に、4章の組合の経費であります、ここがまた大変な課題を含んでいようかと私は思います。

従来の経費の支弁方法第12条は、診療報酬、介護報酬、使用料、これらのものを病院組合が受けてやっていた。ところが、これらの収入が病院の会計から欠落させられているわけがあります。まさに病院の会計は、複式簿記でやる必要はない、大福帳にしよう、するという形になるわけであります。しかも、病院の収入収支がどうなっているのか、会計上、病院組合としてつかむことができないような会計システムにされている。とんでもないことではないかと思うわけです。何で従来どおりの経費の支弁方法は同様にできないのかと、まさにここに指定管理者に病院そのものを丸投げ、あげてしまおうという思想が、考えが、あらわれているんじゃないかと思います。これは、当然、従来どおりに経費の支弁方法はきちりと戻すべきであると、それこそどういう議論がされたのかと、市民のための病院が、指定管理者のための病院にされてしまっているのかと、こういう疑問に、この12条は答えられていない。

しかも、第3条第2項第3号の規定に要する経費、従来も、このなぎさ園については、安定的な経営ができるために、きちりした取り決めではなく、関係市町村の長の協議に任せるといってきになっていようかと思いますが、診療所についてはどういう形態になっているのか。診療所は、あそこに設置しなければどうしてもいけないような事情がそこにあるのかと。当然、病院組合に入っている西伊豆町や松崎町、それぞれの市や町にしましても、診療所が欲しいという地域はあろうかと思いますが。南に置くなら各市町村、この組合で各地区にすべて診療所を置いてくれるのかと、こういう疑問が当然出てこようかと思うわけであります。

診療所の区分もすべて病院組合で請け負うのではなくて、当然南の人たちが中心に使うというのであれば、南伊豆町の人たちが、そのうちの一定の負担もしていただくというような協議も、当然必要ではないかと思うわけです。その協議がまとまるかまとまらないかはいずれにしましても、そういう全体の1市5町の人たちの納得のいくような協議と結論が必要であらうかと思うわけです。そのような協議がどうなされたのか。西伊豆町議会の中で、ここがおかしいではないかと、こういう疑問が議員から出されたということ、情報として聞いております。

さらに、第5章であります。第13条、この規約に定めるもののほか、この組合の運営に必要な事項は管理者が定める。この1項があるから、跡地利用は、管理者が勝手にやっていると、こういう理解を石井市長はされているようでありますけれども、この13条の意味合いは、そういう意味合いとしてとれるのか、そういう意味合いとしてとってはいけない、これは当然規定であると思います。跡地利用が、この13条に当てはめられて運用できるようなものではないということは明らかであると思います。

最後に、河津町で、この規約が、一部事務組合下田メディカルセンター規約が否決をされたという報道がされております。これをどのように当局はお考えになっているのか、そして、なぜ河津町の皆さんは否決をしたのかと、どこに問題があるというぐあいに指摘をしているのか、その点について、あわせて最後にお尋ねをしたいと思います。

以上です。

議長（大黒孝行君） 健康増進課長。

健康増進課長（平山廣次君） 沢登議員からほぼ全文にわたっての質問ですので、若干漏れがあるかもしれませんが、条文の順に説明をしたいと思います。

まず、この規約の改正について、どのような経過から、どこで議論されてきたのかという、こういった部分でございます。

まず、全部改正について、今回の変更については、下田市への病院機能の移転ということが、まず1点あります。それに伴いまして、病院名、これを下田メディカルセンターに変更するという、こういった部分があります。こういった部分がまず1点ありまして、それと、24年5月1日から新病院が開設されるという、こういった前提に立ちまして決めたわけですが、その決めた内容については、組合については、組合運営会議というのがございまして、ここが決定の最高機関でありまして、こういった場所で決めると。これは、具体的には、6市町の首長等が集まって決める場所でございます。こういったものを経まして、組合の事務局及び1市5町の担当課長、こういった者が会議を開きまして決められていた経過でございます。

その次の2点目でございますが、名称でございますが、一部事務組合というこういった名称が、ほかでは見られないんじゃないか、常識外れじゃないかというこういった部分がありますが、実は、一部事務組合を規約名に入れている団体というのは、じゃ、ないのかということ、具体的にホームページ上で確認しますと多数存在しているわけでございます。具体的には、一部事務組合を前につけている団体もありますし、後ろにつけている団体もありますの

で、こういった状況からすれば、一部事務組合という構成団体、共同処理しているということ明記してわかりやすくするということでは、別に一部事務組合という表記が入ってもいいのかなというふうに思っております。

あと、名称についてですが、当然、名称については、市民に親しみやすいというこういった名称が必要でありますし、また覚えやすいという、こういった分も必要でございます。また、全国的にも、判別ができるようなわかりやすい名称、いわゆる固有の特定しやすい名称ということが必要だろうかと。下田メディカルセンターというのは、こういった部分にかなっているんじゃないかというふうに思います。

次に、3番目が、一部改正と全部改正、一部改正でいいんじゃないかという、こういった議論でございますが、一部改正とするか全部改正とするかということは、やはり議論になったわけですが、法令について改正を行う場合、一部変更で行うのか全部の変更で行うのか、これについては、明確な基準というものは無いということがまず1点あります。その際に、こういった基準で今回入れたのかということでございますが、今回の変更について、改正部分が広範囲にわたると、13条中5条が変更の対象ということで、また中の項目も多い、表題も改正をしなければならないという、こういった部分がありまして広範囲にわたっているということが1点と、追加の規定も、それに伴って規定の変更が大幅に行われるということがありまして、改正の部分が複雑ということになり、わかりにくいということも考慮しまして、全部改正という形にいたしました。

4点目の跡地の関係だと思っておりますが、3条に、最後の質問と同じ部分になるんですが、ここに、3条に、組合の共同処理する事務というのが入っております、ここに下田メディカルセンターと診療所であるみなとクリニック、保健施設であるなぎさ園、こういったものの事務を所掌するわけでございますが、いわゆる跡地につきましてはこういった会計をとっているかといいますと、平成9年に国立病院から移譲になったときに、病院の事業会計という形で土地を取得しております。この土地の取得につきましては、共立湊病院組合の病院事業会計、この中で取り扱っておりますので、そういった関係上、跡地についての管理もこの中に入ってくるという、こういった見解でございます。

それと、5条の組合の議員でございますが、特に変更がございませんので、今までも適正に議会運営がされてきたという、こういった部分がありまして、チェック機能等も行われてきたという、こういった経過の中で、特にここについての変更は考えておりませんでした。

6番目の質問の執行機関でございますが、まず管理者については下田市長ということでは

っているわけですが、これについても、先ほど申しました協議の中で決まったわけですが、補佐役である副管理者については、今まで2名だったところを1名にするという、こういった部分で協議が調ったと。

あと、会計管理者は南伊豆町の会計管理者ということでなっていますが、当然、ここについては、老健施設があるということを前提にして、南伊豆町の会計管理者が引き続きやっていただくという、こういった部分でございます。

次に、7番目の12条の関係でございますが、ここに、特に財源の負担割合の中で、12条の第1項の中での変更があったということに関してでございますが、今回、5月1日から指定管理者は、今まで同様引き続きやっていたわけですが、病院事業につきましては、5月1日から利用料金制ということがあります。このチェックについて、若干の不安が、今、疑問としてお尋ねがされたわけですが、当然、指定管理者でございますので、指定管理者を指定するにつきましては、指定管理者の協定書、こういったものを結びまして、その中に具体的なチェックの方法とか収支の提出とか、そういった部分がございます。こういったものを協定書に踏まえまして、お互い、審議を重んじながらやっていくということで、むしろ民間のノウハウが大いに活用できるということで、利用料金制をとったということを確認しておりますので、そういった内容でチェックについても協定書に基づいてやるということでございます。これにつきましては、下田のほうの指定管理者も同様でございます、そういった体制がとれるということ聞いております。

次に、この規約に定めるもののほか、この組合の運営に関する事項は管理者が定めるということですが、当然、条例の制定権とか規則の制定をしなければならないということがございます。そのほかにも、各市町との協議をしながら進めているわけですが、ここでは、そういった条例とか規則の制定が必要になってくるということもありまして、ここで述べているという、こういったものでございます。

以上が、質問の回答になったと思います。

議長（大黒孝行君） 健康増進課長。

健康増進課長（平山廣次君） 河津については、否決したということは聞いておりますが、ここについては、下田市の議会の意思について、ぜひ議決をお願いしたいというのが私たちの意向でございます。

議長（大黒孝行君） 市長。

市長（石井直樹君） 河津町の否決の件でしょうか。はい。

これは、河津町長とも話したんですけれども、町長のほうからは、再度議会の理解を求めたいというご返事をいただいておりますので、頑張っていたきたい、こんなふうに思っています。

議長（大黒孝行君） 7番。

7番（沢登英信君） 名称についてであります。一部事務組合という名称がほかのところにあるから使ってもいいんだと、こういう答弁かと思いますが、そういう意味だけではなくて、やはり平成9年から13年間親しまれてきた共立という名前、この地域の人たちが共同してこの病院を建設し、運営をしていくという共立何々という、この当然組合という伝統とこの実績を引き継いでいくべきではないかと、そういう姿勢がこの名称に全く見られないと、そういう指摘をしているわけです。そういう議論がされたのか、されないのか。ほかの地区にこういう名称もあるからいいんですよと、そういうことではないでしょうかということを行っているわけです。

それから、一番のポイントは、この跡地利用、第3条ですか。跡地利用は、病院事業会計で購入し、使ってきたものだ。おっしゃるとおりです。そこに共立湊病院があるから、病院の運営上の底地として、当然病院事業に供されてきているのは当然です。しかし、その病院を廃止するわけですから。病院事業と跡地の利用、企業にその土地を貸せるということとどういつながりがあるんですか。貸せることが病院事業そのものですか。違うでしょう。それはまた当然別の事業ということになると思うわけです。

現時点では、病院会計で買い、病院事業に供している土地でありますので、そこで検討するのはよろしいかと思えますけれども、病院が移転され、そこに跡地が残されるわけですから、1市5町の医療や福祉の前進のためにその土地が供されるということ、1市5町でそれぞれ協議をしていただく、検討していく。そしてその検討の内容に沿って規約を定め、この今でいうところのメディカルセンター規約に従って運営をしていくと。それをどうするかというのは、細かな条例もつくって運営していく、こういう流れに当然ならなければならない。そのために、全部改正が必要なのではないんですか。新しい事業をそこで始めなければならないから、改正が必要になってくる。従来どおりの共立でやっている分には、その土地について、跡地利用なんて問題は起きてこないわけですから。明らかに、この規約が不備だということは言えると思うわけです。

それから、第4章の12条でありますけれども、ここが私は一番問題があるのではないかと。すみません、その前に9条もいきますけれども、関係市町村の長の協議によって副管理者

を定めるんだと、こういうことでありますが、これは、そうしますと、時期によって副管理者がぐるぐる変わるという、そういうことを想定しているのか。むしろ従来は、管理者、副管理者は職名できっちり定めて、その責任を明確にしてきたと思うわけです。そういう意味では、関係市町村の長の協議によりこれを定めるということではなくて、きっちり副管理者はだれだれだと、どこの長だということを決めるべきではないかと思えますけれども、どういう議論でこの協議をされたのか。

ポイントの12条であります。組合の事業により生ずる使用料と、これは具体的に何かと。関係市町村の負担金、その他の収入をもって充てる。関係市町村の負担金とは何か。21億からありました医業収入がこの会計から欠落して、わずか数千の、あるいは数億の会計予算だと。全体の事業計画、この病院、下田メディカルセンターの全体の医療の体制が、全くこの会計を見てもわからないという会計になることは明らかだと思います。こういう規定では、当然、従来どおり、診療報酬や介護報酬、使用料等がこの会計にきっちり明記されて、全体が把握できるような会計にすべきだということは、だれが見ても指摘するところだろうと思います。利用料金制にするということと、こういう会計にするということとは、やはりきっちり分けて考えるべきだと。従来も代行制で、診療報酬はそのまま指定管理者にお支払いしているわけですので、それが悪いと言っているわけではありませんが、会計のシステムとしては、こんなシステムにしたんでは、病院組合の会計を見ても、全くわけのわからない、隠された会計ということになってしまう。こんなあいまいもことした会計でいいかという、この会計の裏にありますのは、指定管理者に病院事業そのものを差し上げようという思想、考え方があるからこういう会計になると、私は思うわけです。共立病院として、1市5町のそれぞれの長が責任を持ってこの病院を運営していくんだと、この精神や考え方が、この12条にあらわれていないと思うわけです。

したがって、この5%、95%の利用割合でこの病院の経営をするんだということですが、診療報酬や介護使用料が欠落していますと、この5%と95%は具体的にどういうぐあいにされるのかと。残された組合員の事業に係る使用料とその他の収入、どれを根拠に5%と95%を定めていくのかと、そういう疑問も出てこようかと思えます。そして、同じ医療であるこの3条の(2)の下田メディカルセンター附属みなとクリニックのほうは、どういうわけで関係市町村の協議により定めるということになったのか。同じ病院であるなら、5%、95%の負担割合にすべきではないのか。あるいは、南伊豆町に全額持っていただくと、当然、そういう協議や検討がされるべき内容を含んでいると思えますが、どのような議論がされたの

でしょうか。

議長（大黒孝行君） 健康増進課長。

健康増進課長（平山廣次君） まず、1点目は、一部事務組合のこの名称、私のほうで言ったのは、ほかでやっているからいいというわけではなくて、そういったほかではやってないという、こういった部分が質問としてありましたので、ほかでもやっているという例を挙げてお答えしたということでございます。

一部事務組合という名称でございますが、名称自体は、先ほども申したとおり、特定しやすい名称ということが必要だろうと、全国的にも特定しやすい名称が必要だろうという、こういった部分があります。

一部事務組合ということは、賀茂圏域で共同設置しているという、こういった部分があります。今までは共立という名称を使っていたわけですが、今回、一部事務組合ということで、共同処理を改めてここで明記したと。こういったことによって、賀茂のほかの市町でも期待感、こういったものが共有できるんじゃないかということでございます。

2番目として、病院の会計が不透明になるということで、12条との関連でお答えいたしますが、先ほども申したとおり、ここにつきましては、指定管理者で行うという部分がありまして、なおかつ利用料金制をとるという部分があります。やはり、こういったことをとることによって、民間のノウハウが入ってきて、経営感覚が入ってくるという部分がありまして、私たち賀茂を構成する行政にとっても、患者にとっても、ここを受ける医療法人にとっても、3者にメリットがあるという方法を模索した中で、指定管理者を指定して、なおかつ利用料金制をとったという、こういった部分でございます。

このところが不透明ではないかという、こういった再度のご質問でございますが、いわゆる協定書に基づいた形でチェックが行えるという部分があります。例えば、会計の基準についても決まっておりますし、指定利用料等についての支払い等もそこで決まっております、こういった協定書を提示しながら、組合議会のほうの議決をいただいたといった、こういった経過がありますので、これについては、特に今まで同様なチェック及び会計検査及び収支報告書が提出されるわけでございますので、特に問題なろうかというふうに思っております。

あと、副管理者の問題でございますが、これについては、固定ではなくて、今回協議によりこれを定めるという、こういった部分でございます。賀茂1市5町の状況については、いろんな形で変化があります。こういった変化に応じた形で、管理者と管理者を補佐する副管

理者、こういったものをいろいろな状況、いろいろな経済状況だとか他市の状況とか、こういったものを配慮しながら決めていくという部分がありますので、特に関係市町の長によりこれを定めるといことが適当ということで、こういった内容になっております。

以上でございます。

議長（大黒孝行君） 健康増進課長。

健康増進課長（平山廣次君） 跡地利用の管理をどうするかという、こういった部分でございますが、当然、あの土地については、病院の事業会計でございます。こういった部分が、当然管理をする必要が出てきますので、その管理となる前提部分については地方公営企業法で決まっております、ここでは、地方公営企業の用に供する資産の取得管理及び処分は管理者が行うという部分がございますので、当面、今時点では病院の事業会計で行っておりますので、こういったものを管理者が行うというのは必要であり、適正な管理をする責任もございますので、こういった条項で行っていきたいと思います。

議長（大黒孝行君） 健康増進課長、5%、95%の部分です。確定方法を。

はい、どうぞ。健康増進課長。

健康増進課長（平山廣次君） まず、12条の均等割と利用者割でございますが、これにつきましては、病院の事務会計の中で、下田メディカルの部分でございます。これにつきましては、均等割は5%ずつ、こういった部分でございます。

それと、その前段の12条1項にあります組合の経費、こういったものの決めがございまして、組合の経費は組合の事業により生ずる使用料、まずこれが1点、関係市町の負担金、その他収入をもって支弁するという、こういった部分でございます。この内容につきましては、具体的には、関係市町の負担金は我々が負担する額でございまして、もう1点は、指定管理者の負担金等による収入、こういったものがございます。

それと、現行の市町の負担については、普通地方交付税、特別地方交付税の基準財政需要額等に算定されている額を基準に負担しているという、こういった部分で利用者数割をそれぞれ出しながら、こういった割合に応じて負担しているという、こういったのが実態でございまして、2号、3号につきましては、3号の部分につきましては、老健施設でございまして、これは今までどおり関係市町の長の協議により定めるといことになっておりまして、引き続きでございます。

これにあわせて、2号も、こういった内容の中で協議によって決めていくという、こういった部分での規約の内容でございます。

以上です。

議長（大黒孝行君） 7番。

7番（沢登英信君） 同じ繰り返しで恐縮でありますけれども、この改正前の12条は、組合の経費は診療報酬、介護報酬、使用料、その他をもって支弁するというあれになっているわけですね。ですから、この診療報酬と介護報酬と使用料が欠落してしまったわけですから、組合の事業により生ずるこの使用料とは、具体的に何がということを聞いてるんです。そして、それと負担金ですから、大もとの100%というのは何かということを聞いているわけです。利用料金制によって100%そのものは変わってくるのかというのが1点と、それから、民間の活力といいますか、経営能力を十分に発揮するためにこういうスタイルにしたんだと、こういうご答弁ですが、ご案内のように、民間は当然倒産ということがあり得るわけです。そういうものに対する取り決めはどうなっているのかと。効率化ばかり追及してきて、とんでもない事態になるという心配をせざるを得ない。平成23年のこの1年間、約13カ月というようなことかもしれませんが、9,000万円の赤字補てんで済むと考えていたものが、約4億からの赤字補てんをしようとしていると。しかも、だれもこの責任をとろうとしてないという現実がここにあります。9,000万の赤字が4億からの赤字になって、その原因やその責任を全く管理者も副管理者もとろうとしてないという現状があるわけです、現実。議会を通ったからそれでいいんだと。当然、そうなれば、効率化だけのいい点だけを見るのではなくて、最悪の事態、民間なら倒産ということが出てくるわけです。そのときにどういう規約になっているのか、どういう取り決めになっているのか、明らかにしていただきたい。この規約の中にそういうものは全くない。

議長（大黒孝行君） 健康増進課長。

健康増進課長（平山廣次君） まず、この会計の内容でございますが、診療報酬、病院事業自体は指定管理者が行っておりますので、こういったものの事業会計と別にすることと、まず協定書ができております。これについては、指定管理者が病院の管理をするわけですので、それに基づいた事業の収支報告書が出てきます。これはこれで、指定管理者制度でやっておりますので、病院事業につきましてはそれでやっていくと。

ここの負担金については、病院から上がってきます減価償却費等で言われていました負担金、これに相当する部分を負担金として組合のほうに収入として具体的には上がってきます。

あとは、先ほど申しました調整交付金等のもとになった算定基準により、組合のほうに収入として上がってきます。そういった部分を踏まえまして、資産の運用というんですか、資

産の増減について逐一各定例の議会に報告しながらチェックを受けると、こういった執行で  
ございます。

議長（大黒孝行君） ほかに質疑ありませんか。

14番。

〔「まだ答弁終わってない」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） じゃ、すみません。訂正をさせていただきます。14番さん、すみませ  
ん、恐れ入ります。

その件に関して、倒産の件に関しての答弁が済んでないということですが、ほかにはござ  
いませんか、漏れは。答弁の漏れがありませんかという。ない。できますか。

はい、健康増進課長。

健康増進課長（平山廣次君） 指定管理者と協定書を結ばれておりますので、協定書に基づ  
いて進めていくというのがここでの回答になっております。

〔発言する者あり〕

議長（大黒孝行君） あるかないかです。答えられますか、健康増進課長。いいですか、答  
えられますか。

はいどうぞ。健康増進課長。

健康増進課長（平山廣次君） 先ほどと同様の答えになりますので、もう一度言いますが、  
協定書を結んでおりまして、協定書の中にそういった細かい部分が入っておりますので、そ  
れに基づいてやるというのが回答でございます。

議長（大黒孝行君） ほかに質疑はございませんか。

14番。

14番（大川敏雄君） 今の質疑を聞いておりまして、1点だけ確認をしたいと思います。

それは、今回の議会に議決を求めている、背景になる、根拠になる地方自治法は、186条  
と290条でございます。この2つの法律に基づく議決は、はっきり言えば、可決か否決しか  
ないと思います。修正は許されないというのが、私の体験であり記憶だと思います。この点  
については間違いありませんか。だれでもいい。

議長（大黒孝行君） 健康増進課長。

健康増進課長（平山廣次君） この議案につきましては、可決か否決しかございません。

今回のやつは、各市町の意見が決定され、議決によって行われるわけです。この議決に基  
づいた規約によって協議が行われるわけでございますので、長は、この市町の議決に縛られ

るということがありますので、この議決以外の協議ができないということになりますので、否決か可決しかないというふうに判断しております。

議長（大黒孝行君） 14番。

14番（大川敏雄君） 明解でございます。そのとおりです。そういうことで解釈をしております。

それで、市長に一言苦言を呈するというか、こうすればよかったなという一つの、今回の議案提出に当たって、今言われたように、可決か否決しかないんです。そうしますと、通常、この種の課題については、事前に全協等を開いて、おい、こういうことがこうなただけけれども、おまえらの意見はどうだと、こういう事前に議会の意思を一応聞いて、そして管理者同士の意見集約をしていくというのが、本当の行政の進め方としては優しい本来のあるべき姿と私は理解しておりますけれども、市長はどうですか。

議長（大黒孝行君） 市長。

市長（石井直樹君） 大川議員のおっしゃることはわかります。

しかしながら、議会のほうにも、例えば何でもかんでも全協で事前に全部説明して、議会や本会議のときの重さが全然ないじゃないかという意見もありました。しかしながら、最近ではなるべく全協の中で重要な議案とか、それから最近のいろんな事例的市の姿勢の問題、これについては全協にかけているつもりであります。それから、議案の問題につきましても、この問題について少し勉強したいという議員さんからの提案もあります。ですから、そういう方々には、しっかり事前に説明をして、理解をしていただくという場を設けてありますので、すべて全協でやるのか、そういうふうに疑問を持っている議員さんが確認に来られたときには、勉強会的なものをもって議案の説明をするという機会を持たさせていただいて、丁寧に議会对応をさせていただいているつもりでございます。

議長（大黒孝行君） 14番。

14番（大川敏雄君） 伊豆新聞の3月9日の河津町の否決の理由、3点挙げていますね、伊豆新聞は。これを読みますと、十分この事前協議をしておけば、この件についてはこうだよという説明があれば、私はそんなにこの反対理由見た場合に、クリアできたんじゃないかなという気持ちがありましたので、そういう発言を、今、前段の発言をさせていただきました。

以上です。

議長（大黒孝行君） ほかに質疑はございませんか。

3番。

3番（伊藤英雄君） 確認の質問であります。

12条で関係市町の負担金というのが出てきております。共立湊病院の運営は、国からの交付税をもって充てておりました。しかしながら、交付税は直接一部事務組合が受け入れることができないので、関係市町を一旦通して組合に入っておったわけです。そのときに、関係市町にどの程度の金額を一旦受け入れて組合に流してもらい、これを決めたのが、この均等割と利用者数であります。したがって、もとの金額は、国から入ってくる交付税があります。これをこの均等割利用者数に応じて各市町に一旦受け入れてもらって、それを組合が受け入れたということでありまして、関係市町の自己負担は全くないということになっておるわけでありまして。

これまで共立湊病院組合は、この国からもらってきた交付税で医療機器を購入したり、施設の改修を行ってきたわけです。必要な経費は、この国の交付税で賄ってまいりました。23年度において発生した、これは赤字というような言い方をしているようですが、病院運営に必要な経費は、この交付税で賄いますよと。したがって、市町の負担はないと。

赤字赤字と言っているだけけれども、その前も赤字と言えば赤字なんですよ。医療機器や施設の改修は、病院組合が交付税の範囲で全部出していたわけですから。23年年度の赤字も交付税の範囲で出しますと、こういう仕組みになっているはずであります。間違いはないかどうか答弁をお願いします。

議長（大黒孝行君） 健康増進課長。

健康増進課長（平山廣次君） 交付税と負担金については、ここでいう市町の負担金については、交付税と交付税の中で普通交付税と特別調整交付税、それを負担率で割り返しておりますが、その負担率となるものが、利用者数割の95%、均等割の5%というふうな内容になっておりますので、そういったことで間違いございません。

議長（大黒孝行君） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。ないですか。

はい、5番。

5番（鈴木 敬君） 2点ほどお聞きします。

1点は名称の問題なんですが、これは、何回も私、一般質問等々でもお聞きしています。

その理由としては、状況がだんだん変わってきて、周辺に新しい病院も幾つかできて、それによって各自治体の市町の対応もだんだん変わってきている、そのような中で、共立湊病

院、この新しくできる下田メディカルセンターですか、それが市町の、賀茂地区の中核的な病院として各市町の共同で維持していく、されていくというためには、ある程度それにふさわしい名称を維持していく必要があると。共立というのは、1市5町がみんなで維持していこう、守っていこうというふうな、そういう病院にしていくんだという意思がある程度感じられる、そのようなものであるというふうに、私は認識しておりました。だから、その意味での共立という名前はぜひとも残してほしいというようなことは何度も申し上げているんですが、それが、一部事務組合という名前が下田メディカルセンターという名称の前につくことになった。これは、共立をなぜやめて一部事務組合というのを下田メディカルセンターの前につけたのか、そこら辺のお考えがどういう協議、あるいは運営会議等々、組合議会がわかりませんが、そこら辺でどのような協議がなされてこういうふうになったのか、これは市長のほうにお聞きしたいと思います。

もう1点は、12条の問題なんですが、先ほどから質問されているようですが、何か当局のほうから明確な答えがないのでもう一度聞きますが、12条の組合の経費は、診療報酬、介護報酬、使用料、関係市町の負担金、その他から、その他の収入を得て支弁するというふうになっています。診療報酬、介護報酬に関しては、利用料金制ということで直接指定管理者のほうに入るといふふうに制度が変わったということがわかります。それで、残ったのが、使用料ですね。使用料は、組合の事業により生ずる使用料と書いてありますよね。この組合の事業というのは何なのかということを、1点、教えてください。

それともう1点は、第3条第1号の事業に要する経費ですね。これは、第3条において施設の設置、管理及び運営に関する事務、これが経費だと思いますが、これ、具体的にどういふふうな内容なのかということを、指定管理者の範囲が、権限が、かなり広がっている、利用料金制によって、病院運営に関してという中で、その第3条の施設の設置、管理及び運営に関する事務というのも、具体的にどのようなことを指しているのか、そういうふうなことを、第12条の関係でお聞きします。

以上、2点です。

議長（大黒孝行君） 質問者にお諮りいたします。

質問の途中ですが、ここで休憩してよろしいでしょうか。

5番（鈴木 敬君） はい。

議長（大黒孝行君） 10分間休憩いたします。

午前11時14分休憩

午前 11 時 24 分再開

議長（大黒孝行君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

休憩前に引き続き質疑を続けます。

当局の答弁を求めます。

市長。

市長（石井直樹君） それでは、鈴木 敬議員のほうから名称の関係でご質問がありました。共立という言葉が大分尊重して残すべきじゃないかというようなことだったんですが、実は、この名称につきましても、我々賀茂の 1 市 5 町でつくっている運営会議の中でも、当然議論をさせていただきました。それで、その中で、一部事務組合下田メディカルセンターということにつきましては、やはり場所も変わって、賀茂の中心と言われている下田につくろうという機運の中からこの病院ができたということで、下田という名前も入れて、全国的にもわかりやすい名称、それから固有の特定しやすい名称であるというような判断を、我々 6 人の首長は合意をいたしまして、この病院名にしようということであります。

それから、一部事務組合を頭につけたというのは、やはり構成団体である 1 市 5 町でつくっている公立病院ですよということが、地域の方々によくわかる名称ということで、あえて頭につけさせていただいて、やはり地域がこの公立病院を支えていこうと、こういう思いをこの 1 市 5 町の地域の皆さん方が思うような名前ということで、あえて一部事務組合というのを頭につけさせていただきました。

答弁の最後に、私のほうからもお願いをしたいんですが、今回、このような規約の変更につきましても、皆さん方の議会から代表者を出してつくられている病院組合でしっかり議論をして、議決をされて、今回このような形をお願いをしているものでございますので、やはり組合議会と、その地方の自分たちの代表者を出している議会と、常にこういう形で相反するような議論が余り起きないように、この病院という大きな地域の期待感を持っている議案でございますので、ぜひそういう思いを我々も一緒に共有をしたいという形でございますので、この名称につきましてもぜひご理解を賜りたいというふうに思います。

議長（大黒孝行君） 健康増進課長。

健康増進課長（平山廣次君） 第 3 条の「組合は、次に掲げる施設の設置、管理及び運営に関する事務を共同処理する。」という、こういった中で、管理及び運営というのはどういった内容かということでございますが、組合のほうでは、1 市 5 町で共同で設置した病院、こ

れがまず1点と、老健の施設、これの管理運営を具体的にするわけです。その内容につきましては、管理条例等がありまして、この中に載ってくるわけですが、具体的な内容につきましては、診療科目、病院でいえば診療ですね、こういったものを行う。当然病床数も踏まえての中で診療を行うという、こういったものが1点。それと、老人保健施設、こういったものについては、介護の関系の介護保険施設サービス、こういったものを行うわけです。

ただ、この管理については、指定管理者をお願いしているという状況でございますので、実際の管理運営については指定管理者が行いますが、一部事務組合が設置して行くと。それを指定管理者が管理運営をすると、こういった内容でございまして、一部事務組合の管理者については、それを監督という、こういった内容であろうかと思えます。

それと、あともう1点、使用料等については、例えば電柱とか河川の使用料、こういったものがありまして、その分の使用料が入っております。大きい収入につきましては、各市町の負担金ですね。今後は、原価償却分等に相当する管理者からの負担金、こういったものが大きな収入になっております。

以上です。

議長（大黒孝行君） 5番。

5番（鈴木 敬君） 名称に関しましては、市長の思いというんですか、こういうふうな経緯でなったんだというようなことについては、了承しました。

ただ、こういう共立湊病院の問題について、これまで議会でいろいろ聞く機会がなかなかなかった、いろいろ制約もあって、一部事務組合は別の組織であるとかいろんなことがあって、いろいろ病院の問題、いろいろ指摘されて、また市民の間にもいろんな不安があるという中で、議会として真っ正面から病院の問題を協議する、議論するというようなことがこれまでなかなかなかったというふうな中で、せっかくこういうふうな機会に規約の改正によって病院の内容についていろいろお聞きしたり意見を聞いたりする機会があるというようなときには、それなりにこの限定された範囲内でも、病院、今、どうなっているんだろうというふうなことを、いろいろこの議会の中でも明らかにしていくということは必要だと思います。それは、病院に対する反対の立場とかどうのこうのじゃなくて、病院をよりよくやってもらうために、いろんなことを我々としても、知り得ることは情報は知っていかなければならないし、意見も言っていかなければならないというふうなことで、この場はあるんだというふうに私はとらえております。

12条のことですけれども、使用料というのは、まだまいちよくわからないんですけれど

も、組合の事業により生ずる使用料というのが。だから、管理運営、その場合の施設の設置、管理及び運営に関する事務というのが、これ、電気代とか水道代とかそういうふうなことを言うんですか。そうじゃなくて。それと、また組合事業による使用料。使用料って何ですか。ここを貸しましたっていう、その病院の建物について、この建物は一部事務組合のものだから、それについて使用料をもらうというふうな、そういうふうなことなんです。これの、組合事業により生ずる使用料というのの内容が、いまいまだよくわからなくて、管理運営に関する事務というのが。経費なのか、そこら辺のところについて、ちょっとわかりやすく教えていただけませんか。

議長（大黒孝行君） 健康増進課長。

健康増進課長（平山廣次君） これ、病院組合と老健施設の予算書に絡む問題の説明になるかと思います。

具体的に、現時点、現在の、24年の収入については、4月まで代行制ということでございますので、5月から利用料金制、こういった部分がありまして、4月までの分と5月以降の分と、予算が若干違ってきております。その中で、病院組合の予算の5月以降の部分としては、大きなものを占める部分は、先ほど申したとおり、他会計からの負担金ということで、各市町から来る負担金、それと、若干県からの補助金もあります。それと、医業外収入の中では、定期の利息、こういったものも若干ではありますがございます。そういった部分がありまして、老健のほうについては、起債の分の負担を各市町から負担金として負担をお願いしているといった、こういった部分の収支でございます。そういったものが主な内容でありまして、具体的な使用料については、例えば電柱の使用料とか額は小さいわけですが、そういった内容であります。

議長（大黒孝行君） 5番。

5番（鈴木 敬君） わかりました。あとは委員会に付託されますので、委員会のほうで聞きたいと思います。

以上で質問を終わります。

議長（大黒孝行君） ほかに質疑はございませんか。ないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第12号議案は、産業厚生委員会に付託をいたします。

議第13号の上程・説明・質疑・委員会付託

議長（大黒孝行君） 次は、日程により、議第13号 指定金融機関の指定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

会計管理者。

会計管理者兼出納室長（鈴木孝子君） それでは、議第13号 指定金融機関の指定につきましてご説明申し上げます。

議案件名簿の13ページをお開きください。

地方自治法第235条第2項及び地方自治法施行令第168条2項の規定によりまして、次の金融機関を指定し、下田市の収納及び支払いの事務を取り扱わせることとするものでございます。

指定金融機関の名称と所在地でございますが、名称はスルガ銀行株式会社であります。所在地は、静岡県沼津市通横町23番地でございます。

指定の期間でございますが、平成24年7月1日から平成26年6月30日まででございます。

なお、提案の理由でございますが、現在、指定金融機関としております伊豆太陽農業協同組合が、平成24年6月30日をもちまして指定の期間が満了となりますので、平成24年7月1日から平成26年6月30日までの2年間、スルガ銀行株式会社を指定金融機関として指定するものでございます。

なお、条例改正関係等の説明資料9ページから10ページに、これまでの指定金融機関の指定状況につきまして添付させていただいておりますので、ご参照いただきたいと思います。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（大黒孝行君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第13号議案は、総務文教委員会に付託をいたします。

議第14号の上程・説明・質疑・委員会付託

議長（大黒孝行君） 次は、日程により、議第14号 下田市税賦課徴収条例の一部を改正す

る条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

税務課長。

税務課長（前田真理君） それでは、議第14号 下田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

お手数ですが、議案件名簿の14ページをお開き願います。

今回の条例改正は、経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法及び地方自治法特別税等に関する暫定措置法の一部を改正する法律（平成23年法律第115号）、地方税法施行令の一部を改正する政令（平成23年政令第386号）及び地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成23年総務省令第156号）が、平成23年12月2日にそれぞれ公布されたことによりまして、下田市税賦課徴収条例の改正に必要なものが生じたものでございます。その内容が、お手元の下田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例でございます。今回の改正につきましては、国から示されております改正文どおりの改正となっております。

提案理由といたしましては、さきに述べました法律が施行されたことから、本条例について所要の改正をするというものでございます。

条例改正案の内容でございますが、お手数ですが、条例改正関係等説明資料の11、12ページをお開きください。

左側が改正前、右側が改正後で、アンダーラインの部分が、今回改正するところとなっております。

条例第95条、たばこ税の税率の特例でございます。これにつきましては、1,000本につき4,618円が5,262円、644円の改定となります。これは、たばこ本体価格の値上げではなく、県たばこ税の一部を市たばこ税に移譲するというものでございます。

次に、附則第9条、市民税の分離課税に係る所得割の額の特例でございますけれども、この条文は削除となります。

次に、附則第16条の2、たばこ税の税率の特例につきましては、旧3級品の紙巻たばこに係る税率を、さきの条例第95条と同様に、道府県たばこ税の一部が市町村たばこ税に移譲されるというものでございまして、1,000本につき2,190円が2,495円、305円の改定となります。

次に、附則第22条でございます。東日本大震災に係る雑損控除額等の特例の改正でございます。この附則につきましては、本年度6月の定例会で可決していただいた条文でございます。

震災の復興のほうがなかなか進んでいないという状況がございまして、雑損控除の損失額の計算等における災害関連支出に係る対象期間の延長の特例でございまして、災害関連支出については、通常ですとその災害がやんだ日から1年以内に支出したものが雑損控除の対象となっております。ところが、この東日本大震災により住宅や家財に損害が生じた場合には、3年以内に支出されるものが対象となるという改正でございまして。また、親族がこうむった資産損失額についても同様の扱いでございまして。

次のページをお願いいたします。

附則第25条を新たに加えることにより、旧附則第25条より附則第31条まで1条ずつ繰り下げるものでございまして。

附則第25条、個人の市民税の税率の特例等につきましては、東日本大震災からの復興に関し、地方自治体を実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律、こちらが平成23年11月30日に成立いたしております。東日本大震災からの復興を図ることを目的といたしまして、平成26年度から平成35年までの10年間、個人市民税の均等割の税率。現行でいきますと、年額で3,000円でございますけれども、それが3,500円。年額で500円の引き上げとなるものでございまして。

お手数ですが、議案件名簿の16ページに戻っていただきまして、附則でございまして。

附則第1条、この条例は公布の日から施行する。ただし、1号及び2号については、記載どおりの施行日となります。

附則第2条、個人の市民税に関する経過措置につきましては、退職所得に係る個人住民税の10%税額控除を廃止するという内容でございまして、平成25年1月1日以後に支払われるべき退職手当等から適用するものでございまして。

附則第3条、市たばこ税に関する経過措置につきましては、附則第1条第1項第2号に施行期日が明記されているとおり、改正は平成25年4月1日でありますので、24年4月1日以前のものについては現行どおりであるという旨の改正でございまして。

以上、大変雑駁な説明でございまして、議第14号 下田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わりとさせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（大黒孝行君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

5番。

5番（鈴木 敬君） 毎度ですみませんが、この賦課条例の一部改正によって、市税の収納についてどのような影響があるのか、どのくらい増えるか、あるいは減るのか、どのような影響があるのか、そこを教えてください。

議長（大黒孝行君） 税務課長。

税務課長（前田真理君） 今回の一部改正につきましての施行期日が、25年4月1日以降という改正がほとんどでございますので、今のところ、24年度に係る税率の改正がございませんので、推定はしておりません。

ただ、直接的にたばこ税の税源移譲がございまして、当然にこういったもののアップは、増額として推定できるものでございます。

議長（大黒孝行君） いいですか。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第14号議案は、総務文教委員会に付託をいたします。

#### 議第15号の上程・説明・質疑・委員会付託

議長（大黒孝行君） 次は、日程により、議第15号 下田市立公民館設置管理条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

生涯学習課長。

生涯学習課長（佐藤晴美君） それでは、議第15号 下田市立公民館設置管理条例の一部を改正する条例の制定についてご説明を申し上げます。

下田市立公民館設置管理条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものでございます。

提案理由でございますけれども、落合公民館及び八木山公民館を廃止するためでございます。

恐れ入りますけれども、条例改正関係等説明資料の15ページ、16ページをご覧いただきたいと思っております。

15ページが改正前の第2条の表でございます。この表中、下田市立落合公民館、それから下田市立八木山公民館の部分に下線が引かれてございます。この2つの公民館の廃止をして、

新たに16ページで、この2つの公民館を除いた公民館を表記して、そういった改正を行うものでございます。

恐れ入ります。議案件名簿の18ページをご覧いただきたいと思います。

附則の規定でございますけれども、この条例は、平成24年4月1日から施行するものでございます。

大変簡単でございますが、条例改正案の説明を終わらせていただきます。よろしく願いをします。

議長（大黒孝行君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

3番。

3番（伊藤英雄君） 落合公民館、八木山公民館廃止後、その公民館の施設はどのような取り扱いになるのか。

議長（大黒孝行君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（佐藤晴美君） 今後の取り扱いでございますけれども、現在、落合公民館、八木山公民館とも仮譲与契約を締結して、現在修理をしている段階でございます。

今回、この議決をいただいた後に、既に締結している仮契約というものが、正式に本契約ということで移行をしていきます。そして、この議決をいただいた後に、普通財産に所管がえをして、それから譲与という形になります。

以上でございます。

議長（大黒孝行君） 3番。

3番（伊藤英雄君） 質問の回数が限られているから、もっと丁寧にやってよ。譲与の相手方ぐらいはやっぱり言ってくれなければ、わけわからないじゃないですか。

議長（大黒孝行君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（佐藤晴美君） 譲与の相手方ですけれども、落合公民館につきましては落合区でございます。それから、八木山公民館につきましては、八木山という最寄の須原区の中にある区の構成の単位を最寄というようなんですが、その八木山最寄というところに譲与をする予定です。

以上でございます。

議長（大黒孝行君） 3番。

3番（伊藤英雄君） 落合区、それからこの最寄というのは、初めて聞いたんだけど、

人格を持ってないんじゃないかと思うんだけど、その場合は、代表者、個人名義の建物になるのかどうか。土地のほうはどういう扱いになるのか。

議長（大黒孝行君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（佐藤晴美君） まず、人格の有無についてですけれども、先般、全員協議会の中でもご説明申し上げましたけれども、まず落合区という区そのものについては、民法上権利なき社団ということで法人格は有するという見解でございます。それから、最寄区におきましても、やはり同様に例えば最寄区長とか最寄区の運営方法が区と同一で、同様の手続をされておりますので、同じように法人格は有するという見解でございます。

それは建物の名義ですけれども、申し上げたように、落合区については、落合区代表、例えば区長だれだれというような名称になります。それから、八木山最寄区につきましても、同じように、八木山最寄区代表だれだれというような名称で契約を結んでいく予定です。

土地につきましては、落合公民館につきましては、落合の神社の境内地でございますので、それは落合区と神社のほうで別途契約という形になると思います。それから、八木山につきましては、底地が民地で、現在、市も無償という形式になっておりますので、そこも同じように、八木山最寄区と契約というような形になってくると考えています。

以上です。

議長（大黒孝行君） ほかに質疑はございませんか。

5番。

5番（鈴木 敬君） 昨日も一般質問で公民館のことについてお聞きしましたが、23年度には八木山、落合がそのような形で市の施設から地域に譲与されるということです。予定によると、須原と北湯ヶ野が24年度中にそのように廃止されるか、あるいは地域に譲与されるかということですが、それはどのように進んでいますか。

また、27年までには、中央公民館を除くほかの公民館については統廃合されるということなんですが、いろいろな区長さんに聞いたときに、中の区長さんだとか朝日の区長さんなんかもそうなんですけれども、稲生沢は蓮台寺の区長さんにしか聞いてないんですが、そんな話は全然聞いてないよというふうなことなんですよね。これは、この大きな公民館、ましてや中なんていうのは、ほかに集会所の機能を果たすような建物、そういうふうな施設だとか建物もないというふうなところでは、なくなったら困っちゃうわけなんですよ。そういうようなところだと、地域の人意見を集約するのはなかなか大変ですよね。それを今の時点でも全然話も何も無いという、これで、はっきり言って、こんなこと言っちゃあれなんですけ

れども、八木山だとか落合なんか小さな公民館ですし、まして稲生沢には基幹集落センターという公民館に当たるようなそういうふうなのもありますからね。市域の集会所として残せばいいんですが、大きなところは、中とか本郷だとか、そういうところ。本郷も、今、区長さんいないんですけれども、本郷公民館もある人に聞いたらそんな話聞いてないというようなこともあって、そういうところではどうするのかということをお聞きして、こういうふうにしたいんだという、地域の意向も聞いて順序を、時間かけてやっていかないと、1年前にこうですなんて言われても、とても地域としては受けられないんじゃないかと思います。

また、24年度の須原なんかもなかなか払い下げしてもらいたい、地域に残したいという意向はあるんですが、じゃ、どのような形で残すのかということについて、まだ地域としていろんな意見があるようなんですが、そこら辺のことも踏まえて、今後どういうふうに進めていくのかということについてのお考えをお聞きします。

議長（大黒孝行君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（佐藤晴美君） まず、24年度の須原、北湯ヶ野の譲与についてどのように進んでいるかというお尋ねでありますけれども、まず、稲梓地区全体の公民館長さんですとか、区長さん方には、事前にもう既に、昨年以前からお話がしてあって、こういう形で進んでいきたいというの、何回となく回書をしております。それから、ほかの稲梓地区以外のところにつきましても、例えば22年11月には、関係地区会議というようなことでやっていますし、それから、各公民館長さんにお集まりいただいて、毎年、年2回程度会合しているわけですが、そういう席上でも、平成18年からそういったことが議題となって、担当が当時から説明とか状況をお話ししているということです。

それから、今後どうしていくかということですが、計画上は、各年次に譲与の計画がありますけれども、やはり議員ご指摘のとおり、いきなりお話ということであると、やはり地域が混乱しますので、稲梓地区については、この24年度から、残った公民館の地区について再度お話をしていきたいと考えています。

以上です。

議長（大黒孝行君） いいですか。

ほかに質疑はございませんか。

2番。

2番（小泉孝敬君） 今の公民館の件について、二、三お伺いします。

稲梓地区でも、本来の集会所として位置づけの公民館と、下田地区ほかにある公民館との位置づけと、名称は公民館というふうになっていますが、八木山、落合、それと須原、この3つを比べてみると、地域性、利用価値、その他が全く違うと思うんですね。今後は、大きな災害等起こった場合、避難所等も含めて集会所なり公民館を考えていかなければならぬという、地域の要望があるわけですが、その辺、集会所、公民館の法的なものは別としても、地域のありようといいますか、そういったものはどのように考えているのか。同率ではないと思うんですね。我々、利用していたところでは、名称は公民館であっても、利用という面では、避難所その他、あの地区で災害があった場合、数百人が、例えばそこへ避難する。それは物理的にも不可能ですし、そういった面、いわゆる稲梓の基幹集落センターがあるからいいのではないかという、その1行で終わっていいものなのか、その辺は、もう少し集会所と公民館の位置づけみたいなものをわかりやすくちょっと話していただけますか。

議長（大黒孝行君） いいですか。

生涯学習課長。

生涯学習課長（佐藤晴美君） まず、公民館の位置づけといいますか、目的ということですが、議員ご承知とは存じますけれども、やはり実際生活に即する教育ですとか、学術及び文化に関する各種の事業を行って、住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的するという社会教育法の規定がございます。ですから、公民館については、やはりこの目的に沿った利用と目的ということで、管理・運営しているものでございます。ただ、そこに集会所ですとか地域の、例えば避難所ですとか、そういったことに関する部分になってきますと、やはり公民館というだけのとらえ方では議論が煮詰まらないのかなと、私自身はそう考えています。

以上でございます。

議長（大黒孝行君） 2番。

2番（小泉孝敬君） その位置づけみたいなのは大体わかるんですが、実情を考えた場合は、どうしても下田市内と違いまして、大きな人が、多人数が集まる集会所、先ほども言いましたように、避難所等のそういった面で、最悪の事態に備えてく、そういった場所も現状ではないわけですから、そういったものを考慮するといいますか、そういった面で24年度中に何が何でもそういったものの結論を出すというのではなく、多少やっぱり地域住民、その他の要望その他も十分聞いて、そういった面では時間的な余裕を持って、今、実は来週、地区での話し合いもあります、当時の区長さん、今回の区長さんでも、とにかく急がなければな

らないという、そういう時間的な制約みたいなのが前面に出てしまって、地域にあるべきコミュニティは一体何なのかというのが、どちらかというと後になってしまう。これ、先頭で、本来なら地域コミュニティそのものはどうして行くべきかというのが前面に出て、そういったものが確立されてから時期的なものを決めていただくと、そういった配慮もあっていいんじゃないかなという、直接住民の人たちの声を聞くと、そういう声が多々あるということだけは承知していただきたいなと思います。

終わります。

議長（大黒孝行君） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第15号議案は、総務文教委員会に付託をいたします。

ここで午後1時まで休憩をいたします。

午後 0時 0分休憩

午後 1時 0分再開

議長（大黒孝行君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

#### 議第16号の上程・説明・質疑・委員会付託

議長（大黒孝行君） 次は、日程により、議第16号 下田市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

健康増進課長。

健康増進課長（平山廣次君） それでは、議第16号 下田市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

議案件名簿の19ページをお開きください。

下田市介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものでございます。

提案理由といたしましては、平成24年度から平成26年度までの保険料率を定めるものです。平成12年度から始まりました介護保険事業は、3年を1期の期間として中期計画に基づいて運営が行われ、第4期までの計画となる12年が経過することになりました。本市においても

第5期の介護保険事業計画に基づいて、平成24年度から平成26年度の運営を行っていくこととなります。この計画に基づいて介護保険料の改正をお願いするものでございます。

改正の説明に入る前に、介護保険料の見直しの前提となる第5期の計画の概要についてご説明させていただきます。

介護保険事業は、3年を1期とする中期の計画に基づいて運営されています。この計画は、要介護者等の人数、要介護者等の介護給付等サービスの利用に関する意向等を踏まえ策定しております。介護給付等対象サービスの見込み料等に基づいて算定した保険給付に要する費用の予想額、被保険者の所得の分布状況及びその見通し並びに国庫負担等の額等に照らしおむね3年を通じ財政の均衡が保たれるものとして保険料を算定いたします。

計画の主な箇所についてご説明いたします。

要介護、要支援の認定者数は高齢者人口の増加に伴い増加を見込んでおります。平成24年1月末の要介護、要支援の認定者総数は1,218人でしたが、平成24年度1,240人、平成25年度1,279人、平成26年度1,313人とする計画数値としております。介護給付費の見込みは、今年度決算見込みから前年度対比で平成24年度は4.7%増、平成25年度は4.4%増、平成26年度は5.6%増として、3年間では約64億2,890万円を見込みました。この額に、地域支援事業費の1億4,545万円を加えた分のほぼ21%が第1号被保険者の保険料の総額になります。

第5期では、保険料の抑制を図るための財源として介護給付費準備基金からの取り崩しを1,900万円、財政安定化基金交付金から1,976万円繰り入れることによって月額132円の抑制を図りました。

第4期では、この基金からの取り崩しによる抑制額は、月額1,000円となっております。

このように算定した結果、第5期の保険料率の基準額を4,445円としたものでございます。所得段階に応じた保険料率を改正するものであり、改正前は6段階となっておりました。改正後は、この区分を8つに区分するものとなります。改正前の附則で保険料の算定に関する基準の特例を規定していましたが、今回の改正条例では、本則に入れることによって条文をわかりやすくすることにいたしました。具体的には、今回の改正では第3号を新たに追加し、第5号の規定を改正前では附則でうたっていたものを本則に入れております。この結果、所得段階別の区分は8区分とするものです。

右側の改正分の条文でご説明いたします。

第5条では、平成24年度の平成26年度までの各年度における保険料率は次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める額とするものです。改正前では

平成21年度から平成23年度までの保険料を規定するものでしたが、これを平成24年度から平成26年度に改正するものです。

所得区分ごとの説明をいたします。

第1号は、介護保険法施行令第38条第1項第1号に掲げる者は2万6,670円とします。第2号は、令第38条第1項第2号に掲げる者は2万6,670円とします。第3号は、令附則第14条第1項（これらの規定を同条第3項及び第4項において準用する場合を含む。）に規定する者は3万6,800円とします。この号は今回新たに追加した軽減の号となります。第4号は、令第38条第1項第3号に掲げる者（前号に該当するものを除く。）は4万円とします。

それでは、改正の条例についてご説明いたします。恐れ入りますが議案件名簿20ページをお開きいただくとともに、別添、条例改正関係等説明資料の17、18ページをお開きください。説明資料の17ページと18ページをご覧ください。

左側の17ページが改正前です。右側の18ページが改正後となっています。第5条第1項を改正するものでございます。今回の改正は、第4期の平成21年から平成23年度の保険料率を第5期となる平成24年度から26年度の保険料率として改正するものです。

第5号は、令附則第15条第1項（これらの規定を同条第3項及び第4項に準用する場合を含む。）に規定する者は4万6,930円とします。この号は、改正前では附則に規定されていた号となっております。

第6号は、令第38条第1項第4号に掲げる者（前号に該当するものを除く。）は5万3,340円とします。

第7号は、令第38条第1項第5号に掲げる者は、6万6,670円とします。

第8号は、令第38条第1項第6号に掲げる者は、8万10円とします。

なお、被保険者が支払う保険料は、この条の第2項によって保険料の年度額は、100円未満が切り捨てられた額となります。

恐れ入ります。議案件名簿の20ページにお戻りください。

議案件名簿の20ページ、附則でございですが施行期日としまして、この条例は、平成24年4月1日から施行するものでございます。

次に経過措置でございします。第2項としまして、改正後の下田市介護保険条例第5条の規定は、平成24年度以降の年度分の保険料から適用し、平成23年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例によることといたします。

以上で、第16号の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（大黒孝行君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

14番。

14番（大川敏雄君） 今回の条例の一部改正する条例でございますが、今議会におきまして2人の議員が一般質問いたしました。

私自身は、過日の全員協議会で65歳以上の今回該当します第一次被保険者が今どういう状況に立たされているかという点を4つばかり挙げました。

1つは、年金生活をしているわけでありまして、その皆さん方が物価スライド分の引き下げ、いわゆる年金が一方において少なくなると。2つ目には、過日決定いたしました後期高齢者医療保険料の引き上げがされました。つまり、この具体的な内容といたしましては、24年、25年、この2カ年の分、金額で申し上げますと2,246円、引き上げ率としては3.77%平均で引き上げると、こういう案件が出まして議決されたところであります。

このたび介護保険料が、先ほど課長が説明をしていただきましたように、4,445円、約62%引き上げると。さらには4点目には、6月に従前ですと国民健康保険の本算定がされるわけでありまして。恐らく当初予算のこの内容を見た場合におきましても、国民健康保険税の一定の引き上げがされるのではないのかという心配があるわけでありまして。

そういうようなことで、大変置かれている状況は厳しいわけでありまして、それゆえにこの議案は議会としても慎重に慎重を重ねて審議をする必要があると思っているわけでありまして。

そこで、一般質問でいろいろ意見のやりとりを聞いておりましたが、私は、この介護保険の保険料というもの、これのベースになっているのは、何といたってもこの3カ年間の標準給付見込み額をどう見るかと、これが一番大事な見方だと思います。と同時に付带的に、その作成した段階におけるところの基金の残高と、こういうようなことの中から、それぞれの期におけるところの保険料が決定されてきたわけでありまして。

振り返ってみますと、特に3期、4期、5期の経過を、そういう視点から見て見ますと、3期、18年から20年までです。19年の3月時点で、事業計画の3期では、標準給付見込み額を実は56億円と見たわけなんです。そのときに、準備金は事業計画の段階では3億4,000万、恐らく三億六、七千万あったと思います。そういう中から、3,200円という介護料を決定したわけでありまして。

次に、4期目の平成21年から23年でございますが、この標準給付見込み額を、実は第4期目は55億、つまり3期より1億少なくして55億と見たわけです。このときの準備金が3億5,000万あったわけです。そういう中で、保険料を2,750円と、こう決めたわけであります。

補足して、付帯して話しますと、4期目の事業計画と事業実施、総額の給付見込み額55億は計画と実施が大体ほぼ一緒だったんです、4期目の場合は。

そして、今回5期目の26年の4,445円ですが、今回の場合に、標準給付見込み額は64億円、つまりは、事業計画の段階で4期と5期と比較しますと9億増やし、そして、今回の準備金が5,900万だと。したがって、4,445円という保険料の提案がされたわけであります。

この標準給付見込み額の特に5期と4期を比較しますと、先ほど申し上げましたように5期が63年間で4億円であります。4期は55億円で、その差は9億です。先ほど課長が説明していただいたように、トータルで16%の増です。総額において。

そういうことで、この中において、3期、4期、これらの傾向を見た場合に、非常に、この4,445円というは、はっきり申し上げまして4期と5期の比較で9億増やすというのは、若干私の試算からは多いのではないかと、こういう見方をしているわけです。そして、その根拠として私が挙げたいのは、この5期の展望を見ますと、介護施設の拡充というのは計画上ありません。つまりは、介護施設は現状の形で対応しようというのが、この3カ年間の計画であります。

一方、高齢者がどんどん増えて、対象者も増えるわけでありますから、在宅の介護サービスを充実させようと、こういう政策を給付見込み額の中でもはっきり出しておりますし、政策としては正しいと思います。

そこで、私はこの在宅のサービスの介護料を見ますと、例えば、通所介護、これは第4期が3カ年間で5億7,900万、約5億8,000万です。第5期が8億2,000万です。ここで、2億4,000万くらい上げているわけです。パーセンテージにしまして40%です。短期入所生活介護、これが今の計算でいきますと、事業計画でこの差を見ますと、約39%上げています。通所リハビリテーションは、3カ年間で約46%上げています。

このように、3カ年間の在宅の介護サービスを充実して、なおかつ銭がかかると、そういう引き上げは、私はやむを得ないと思うんですが、このパーセンテージは非常に高過ぎるんではなからうかというのが私の疑問なんです。約半分ぐらいで大丈夫じゃないか、こういう見方をしているわけでありますが、今申し上げました在宅の事業計画レベルでの比較において、私の見方がまずいのか、当局の考え方をお尋ねしたいと思います。

それから、2点目には、こう考えてみますと、私の案では約40%上がると、3カ年間で20%としますと、試算でいきますと約60億ぐらいになるのではないかと思います。そうしますと、仮に60億ぐらいになるんじゃないかと見ています。そうすると、今回の事業計画では64億と、この4億を1人当たりの金額にしますと、先ほど課長が言いましたように、4億を個人のあれですと21%掛けますと8,400万になります。そして、この一般質問でも出ましたけれども、伊藤議員が質問して、今回1,900万切り崩すと。このことによって値下げの影響が1人当たり約64円ありますと。ということになると、単純に8,000万として4倍しますと2,000万で64円、8,400万ですから4倍掛けても、280円から90円ぐらい、仮に20%が妥当だとしますと、この範囲で対応できるのではないかと、こういう試算をさせていただいたわけでありませう。

そういう意味で、今回、いろいろなこの周辺のまちの値上げを見ますと、河津さんや南伊豆さん、松崎さん、西伊豆。河津と南伊豆は4,000円で恐らく出ておるわけでありませうが、私はこの保険料を、今それが妥当と、おまえの言うことはある程度信用できるよと、見方も一理あるなということになれば、二百八、九十円は、4,100円ぐらいで、今回の5期は対応できるのではないかと。課長は一般質問においても、今回の今説明した中でも取り過ぎはだめだと、やはりその期間における介護料はそこで完結する、これが理想なんだと。国の政策だと、そうすると一番大事なのは、3カ年の見込み額をどう的確につかむかという議論になると思います。

そういう点で、ひとつ私は、そういう疑問を持っているんですが、ぜひひとつ当局の考え方を教えていただきたいと思ひます。

以上です。

議長（大黒孝行君） 健康増進課長。

健康増進課長（平山廣次君） 保険料を算定する上で、やはりサービス料、これが1つの大きな要素になってきます。この計画を立てるについては、3年を1つの期として中期財政見直しを立てながらつくっていくという、こうした部分は過去の4期も全く同じでございます。それで、過去の経過の中で、3期については56億の計画になったと。実績では47億、こういった指摘がございました。これは3期ですので、このときの計画の状況をご説明いたしますと、3期の状況は1期が終わって2期の途中ということでございます。そうすると、どうということかといひますと、大体4年か5年の実績しか出ていないと、しかも、1期始まったばかりの実績プラス2期が1年か2年の実績と、こういった中での計画であったために、こう

いった大きな計画の違いが出てきたのだろうというふうに推測しております。56億の計画が実績では47億、この計画の見通しがこのときには若干違ったなど、こういった検証しているわけです。そうすると、4期のときにはどうなのかという、こういった部分でございます。4期の実績、まだ終わったわけではございませんが、55億のサービス見込み、これを見ております。今、見込みでございますが、54億7,500万円。約2,700万円ぐらいの減という形で進んでおります。これはまだ、決算が出たわけではございませんが、一応こういった見込みでございます。

この違いはどこに生じてくるのかというと、私自身考えるに、やはり、データの蓄積だろうと。データの蓄積が重なってきたことと、介護保険制度、これが安定的な運営がなされてきたと、こういった部分があるだろうと。

それでは、第5期はどうかと、こういった部分でございます。第5期の計画の中では24年から26年の総額では64億を見込んでおるわけです。これは、まず24年度は、対前年度4.7%の見込みとなっていると。25年度は、さらにこれに対前年度比4.4%、26年度は5.6%。この中の、大川議員の中で取り上げた部分が、通所介護と通所リハビリテーション、これが大分大きく伸びているのではないかという、この見通しが、どういう見通しの中で立てられたのかといった部分でございます。これを、まず推測するについて大きく今回5期で伸びた一つの要因としましては、老健施設、これは70床から100床にしております。これが、23年度から本格的に稼働になったと。こういったところが、通所リハ、こういったところを強化してきたと。施設の増床に応じてこういったものが強化されてきたと。それと、こういった部分に伴いまして、通所介護のほうのデイサービス、こういったものも広範に伸びてきたと。1年だけで比較しますと、対前年度4.4%でございますが、3年分の中には4期については21、22は、こういった部分が入ってないという中での算定ということで、このデータの蓄積の中に21年、22年の通所リハの30床増床した部分のところの実施する通所リハが入っていないと、こういった部分がありまして、ここが大きく伸びているといった要素がございます。

そういった個別のサービスの実態を個々に積み上げながら行ってきた結果であり、そういった積み重ねの結果が、64億という数字を打ち出しているという、こういったものでございます。

なお、大川議員が指摘した1,900万で64円ですので、その4倍で掛ければ大体の数字というのは概略が出るわけでございますので、大川議員の数字の計算で、私どももいいと思いません、それは。ただ、経過につきましては、うちのほうの見込みは、そういった形で、今年度

通所介護と通所リハが大きく伸びていると、こういった要素でございます。

以上です。

議長（大黒孝行君） 14番。

14番（大川敏雄君） 課長の答弁も的確でよくわかります。ただ、この事業計画を作成する場合に、5期の場合には、平成23年度に約200万プロを入れて委託費をやっているわけです。毎回やっていると思います。ですから、3期目なんかはひどいと、極端に言えば事業計画が56億で実際47億。この辺は本当にひどいと思います。ただ、言えるのは、第4期に、仮に3,200円でそのままいけば、この推移からすると3億5,000万は残った。3期を3,200円にして同額でいくと、約3億5,000万残ったんです。これは、いみじくも4期の例をとればわかります。要は、3億5,000万から2億9,000万使ったわけだけけれども、こういう数字なんです。

そこで、この数字をいろいろ、この本会議で議論してもしょうがないので、ぜひ、これは委員会において私の見方はこうですよと、そして、委員会で十分審議していただきたい。そして、これはこうなんだという委員長報告をいただいて、なるほどなと、こういう形にさせていただくように課長、ひとつ十分、本当に冒頭申し上げましたとおり、1号被保険者は本年年金表は下がるわ、後期高齢者医療費は上がるわ、そして介護保険料、そして仮に国保が上がるということになったら、本当に市民、老人パワーで怒り出しますよ。ですから、少なくとも、それぞれの議案のことに対して、今回だけは慎重にして、そして、あなたの言う4,445円が本当に妥当だということならばいいんだけど、私が今見た段階ではちょっと40%は多過ぎるんじゃないかと。少しでもひとつ、上がるのはしょうがない。政策も正しい。ただし、上げ幅がちょっと、2,750円の反省に立って、乖離があるんじゃないかという感じがしているんです。

ぜひ、ひとつ、そういうことで課長さん、委員会のほうと十分協議をしていただきたい。立派な結論を出していただくことをお願いして終わります。

議長（大黒孝行君） ほかに質疑はございませんか。

1番。

1番（竹内清二君） 今回議案の上程方法が一部改正ということで来ております。条文を読みますと、説明資料のほうにすべてに線が引かれておりまして、先ほどの病院のほうの改正については、説明の中で改正の内容が多いから全部改正だよということでお聞きしました。今回一部改正の理由をお聞かせください。

そして、もう一つ、改正前と改正後で変更していない部分にもアンダーラインが引いてありますが、この理由についてもお聞かせください。

議長（大黒孝行君） 健康増進課長。

健康増進課長（平山廣次君） 今回の一部改正の理由でございますが、ここを、条文もってございまして、一部だけ取り出して、例えば、5条で言っても第1項と第2項がございまして、この5条の1項だけの改正ということだものですから、一部改正ということで提案してございます。

以上です。

〔「アンダーラインが」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） 健康増進課長。

健康増進課長（平山廣次君） すみません。これは、条文のつくり方でございまして、比較がわかるような形で、アンダーラインを引いているということでございます。

以上です。

議長（大黒孝行君） 1番。

1番（竹内清二君） 結構です、ありがとうございます。

議長（大黒孝行君） ほかに質疑ございませんか。

7番。

7番（沢登英信君） 1点だけお尋ねしたいと思いますが、下田市の全協でいただきました2月15日付のこの資料は、説明資料として出ていようかと思うんですが、先ほどの説明で24年度が4.7%、25年度が4.4、26年度が5.6%の引き上げをそれぞれ検討してきて、結果として62%の保険料の引き上げになるのだと、こういう説明でございまして、私も大川議員と同様にこの見込みが多いのではないかという見解と、このパーセントが4.7、4.4、5.6という、こういう引き上げにしていた見込みの理由はどの辺にあるのか。実態的にはサービスの実態はこの3カ年間、ほとんど変わらないということじゃないかと思うわけです。この資料を見ますと。その点、1点だけお尋ねをしたいと思います。

議長（大黒孝行君） 健康増進課長。

健康増進課長（平山廣次君） サービスの見込みについての具体的な内容でございますので、これは、先ほども説明したとおり、サービスごとに積算してございます。そういった内容で、それを積み上げた形が、今申し上げた24年、25年、26年、おのおの24年が約20億4,397万円、25年が21億3,325万円、26年が22億5,167万円と出ております。

このサービスの積み上げのもう一つの基準として、認定者数の増加という部分もございません。こういった部分を加味しながら、各サービスごとの積算をしていった数字がこういった積み上げになった経過がございます。ですから、サービスの量をはかるについては、現時点の部分と認定者数の増加に応じた部分の加算、こういったものがございまして、これが各年度及び総額に反映してきているという、こういった状況でございます。

議長（大黒孝行君） 7番。

7番（沢登英信君） 具体的な個々のサービスを積み上げて積算をされたというご答弁かと思うんですが、そうしますと、特別養護老人ホーム等への待機者が約150人ほどいると、こういうぐあいに言われているのではないかと思うんですが、この24、25、26で特養の待機者はいなくなると、全部対応できると、こういうぐあいに想定してよろしいんでしょうか、どういう想定をされているかお尋ねしたい。

議長（大黒孝行君） 健康増進課長。

健康増進課長（平山廣次君） 一昨年の、この1月1日のは今調査しておりまして、その前年の調査結果は必要性が高い待機者、これは31名、下田であります。これは、1年前の数字で、今現時点では、まだ集計中でございますので、1年前の数字では31名の待機者、これは必要性が高いという形での中での人数でございます。これについては、今後介護サービスの中で、どういった形で進めていくのかということでございますが、やはり、ケアプランを利用者と立てながら介護の状況に応じて、通所とか、生活支援とか、身体介護、こういったものを組み合わせながら、地域で見守りながらやっていくということが一つあります。

ただ、31名の待機者がいるということはございますので、これについては、なかなか空きがなければ入れないという現状はあります。確かに、こういったニーズはありますが、このニーズをとらえて、別の介護の方法を行いながら、待機しているといった状況でございます。

議長（大黒孝行君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第16号議案は、産業厚生委員会に付託をいたします。

#### 議第17号の上程・説明・質疑・委員会付託

議長（大黒孝行君） 次は、日程により、議第17号 下田市営住宅条例の一部を改正する条

例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

建設課長。

建設課長（井出秀成君） それでは、議第17号 下田市営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてのご説明を申し上げます。

議案件名簿の21ページをお開きください。

下田市営住宅条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものでございます。

提案理由は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による公営住宅法の改正に対応するためでございます。

公営住宅法及び公営住宅法施行令改正により、条例で定める必要が生じた内容は2点でございます。

1点目は、下田市営住宅条例の入居者の資格において適用していた政令が廃止になるため、適用していた部分を条例で定める必要が生じました。

2点目は、入居収入基準額について裁量階層が上限額の変更、本来階層が定額から参酌基準額へ変更となり基準額を条例で定める必要が生じました。入居資格及び入居収入基準額は現在と変わっておりません。

条例改正関係等説明資料の19ページをお開きください。

左側ページが改正前、右側ページが改正後、アンダーラインが引かれている部分が改正する箇所でございます。

第6条の入居資格につきまして、改正前第1項2行目中段において、政令第6条第1項を適用」しておりましたが、政令での定めが廃止されました。このため、改正後のただし書きで廃止された政令と同様の内容を改正後の第2項で定めるようにしております。

次に、改正前第2号アでございます。

身体障害者と裁量階層に適用する収入基準額でございます。対象者につきましては、政令を適用しておりましたが、政令での定めが廃止されたため、廃止された政令と同様の内容を改正後の第3項として定めております。

また、対象者の収入基準額が政令は月額21万4,000円から、25万9,000円に変更になりましたが、条例は現状の21万4,000円としております。法は政令の基準額を上限として条例で定めることになっております。収入基準額を上げれば応募者の範囲が広がりますが、低所得者への対応が不足します。現状の基準額で適度な応募者があることから、現状の基準額として

おります。

次にイでございます。

災害罹災者対策として国の補助を受けて建設した住宅の場合の収入基準額でございます。政令を適用しておりましたが、政令の定めが廃止されたため、廃止された政令の基準額を定めております。

次にウでございます。

本来階層の収入基準額でございます。政令を適用しておりましたが、現状の基準額が法で参酌基準額となりました。政令で定めた額15万8,000円を参酌して条例で定めることになりましたので、現状の基準額15万8,000円で定めております。

第7条、第8条、第27条は、第6条の改正に伴い条文を整理したものでございます。条例上は改正箇所が多くございますが、冒頭ご説明したように、現在の入居資格及び入居収入基準額を変更せずに政令で定めていたものを条例で定めると、このように複雑になるものでございます。

議案件名簿の24ページにお戻りください。

附則でございますが、この条例は、平成24年4月1日から施行するものでございます。

附則の2は、説明資料20ページ改正後の、第6条、第2項、第1号、これは単身入居の特例でございますけれども、の年齢につきまして、平成18年の法改正により50歳が60歳となり、10年間の経過措置を政令で定めておりましたが、政令が廃止されたため附則で定めたものでございます。

以上で、議第17号 下田市営住宅条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わらせていただきます。

よろしく審議をお願いいたします。

議長（大黒孝行君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

3番。

3番（伊藤英雄君） 最近は聞かないんですが、前市の職員が市営住宅に入っているなんていう噂を聞いたことがあるんですが、当初、この収入額の中に納まっていたものが、その後所得が増え収入額がこれを上回ったとき、こういうときの場合の対処というのはどういうふうになるんですか。

議長（大黒孝行君） 建設課長。

建設課長（井出秀成君） ちょうどお手元の説明資料の24ページに収入超過者に関する認定の特例がございますので、こちらで対応する形になります。

議長（大黒孝行君） 3番。

3番（伊藤英雄君） これを読みますと、3年以上入居しているときは当該入居者を収入超過者と認定して、その旨を通知するよと。だから、あなたもオーバーしたという通知をするんだけど、別に出ていってくれなくてもいいよという理解でよろしいでしょうか。

議長（大黒孝行君） 建設課長。

建設課長（井出秀成君） 出ていってくださいという通知はしませんけれども、一定の収入超過者への使用料の増が伴ってきます。あとは、道義的な部分といいますか、そういった部分での話で、どう対応するかになるかと思えます。

議長（大黒孝行君） ほかに質疑はございませんか。

6番。

6番（岸山久志君） すみません、この条例の改正ということは、期限付きの政令が終わったので、その政令がなくなったため条例に入れたということなんですか。

議長（大黒孝行君） 建設課長。

建設課長（井出秀成君） 今回の一括法は、1次一括法で23年5月の一括法だと思いました。施行が24年4月1日から施行するものと、1年の経過措置があるものとございます。今回、提案してありますのは4月1日施行で経過措置がないという部分ですので、今回提案させていただいていると、そのようなことでございます。

議長（大黒孝行君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第17号議案は、産業厚生委員会に付託をいたします。

#### 議第18号の上程・説明・質疑・委員会付託

議長（大黒孝行君） 次は、日程により、議第18号 下田市消防団条例の全部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

市民課長。

市民課長（峯岸 勉君） それでは、議第18号 下田市消防団条例の全部を改正する条例の

制定についてをご説明させていただきます。

お手数ですが、議案件名簿の25ページをお開き願います。

25ページは議案の鏡で、下田市消防団条例の全部を改正する条例の制定についてを、次の26ページから30ページの内容のとおり制定させていただくものでございます。

提案理由は、消防団組織の統廃合に基づく定員の見直し及び消防組織法に基づく条文整備を行うためでございます。

改正の内容につきましては、条例改正関係等説明資料で説明させていただきますので、お手数ですが、初めに39ページ、40ページをお願いできますでしょうか。

ここに黒い太線で囲んだ枠に消防組織法の第18条、第19条、第23条の抜粋がございまして、ここで消防団の設置名称及び区域、消防団員の定員、消防団員に関する任用、給与、分限及び懲戒、含む、その他、身分取扱は条例で定めると規定されておりまして、消防団の組織消防団員の階級並びに訓練、礼式及び服制は市町村の規則で定めると規定されております。

今回の全面改正は、この消防組織法に基づきまして、25ページから38ページまでにかけてになりますけれども、全部で24条構成の改正前条例を18条構成の改正後条例に全面改正するものでございます。このため改正前、改正後の条文すべてにアンダーラインが引かれております。

そこで、まず、改正後の条例について一括説明させていただきます。

説明書26ページにお戻りください。

まず、改正後の第1条で本市における消防団並びに消防団員に関する必要事項を趣旨として定めてございます。

次に、第2条の第1項で消防団の設置、第2項で消防団の名称及び区域を定めております。

次に、3条で消防団員の定員を定めております。ここは、第4分団の統廃合によりまして定員は386人から、380人に削減となっております。

次に、第4条の第1項で消防団長とその他の消防団員の任命権と要件。第2項で、新入団員の宣誓書への署名を定めております。

次に、第5条で団員としての欠格条項を定めております。

28ページをお願いします。

6条の第1項で降任免職となる場合、第2項で身分を失う場合を分限として定めております。

次に、第7条の第1項で懲戒処分の種類と該当する場合。第2項で停職の期限を定めてお

ります。

次に、第8条で分限及び懲戒の処分の手続についてを定めております。

次の、第9条で団員が退職する場合の手続を定めております。

30ページをお願いします。

第10条の第1項で、報酬の支給。第2項で報酬額と月割計算。第3項で端数計算のことを定めております。

次に、第11条の第1項で費用弁償の支給と額。第2項で公務旅行における費用弁償の額を定めております。

次に、第12条の第1項で費用弁償の支給回数。第2項で報酬及び費用弁償の支給方法の例を定めております。

32ページをお願いします。

次に、第13条の第1項で団長の招集による出勤、第2項で招集を受けない場合の出勤義務を定めております。

次の第14条で、消防団活動が終了し解散する場合の義務について定めております。

次に、第15条で居住地を離れる場合の届け出義務と制限を定めております。

次の第16条で、団員が遵守すべき規律を定めております。

34ページをお願いします。

次に、第17条の第1項で市長表彰。第2項で団長表彰について定めております。

36ページをお願いします。

第18条において委任条項を定めております。

次に、別表第1で報酬の額。別表第2で費用弁償の額を定めております。

38ページをお願いします。

別記様式にて宣誓書の様式を定めております。

以上が消防組織法に基づく改正後の条例でございますが、改正前の条例において規定されておりましたページ戻りますけれども、25ページ。

改正前条例、第2条の職階、第4条の任期。27ページへ行きまして、8条の職務、29ページへ行きまして12条の被服、附属品。31ページへ行きまして、14条の訓練の実施。これは先ほど申し上げましたように規則で定める事項でありますので、削除となっております。

33ページの20条、感謝状という項がございますけれども、これも条例で定める事項ではないため削除となっております。39ページ、先ほど申し上げた黒い太線のあるところ、39ペー

ジ、40ページ、41ページにかけて、消防組織法における条例と規則の関係及び規則の案を記載してありますので、参考にしていただきたいと思います。

ここで、議案件名簿の28ページへお戻りください。

附則第1項で施行期日を規定しております。

施行日は、平成24年4月1日です。

附則第2項で改正前の下田市消防団条例の規定によりされた処分は、改正後の下田市消防団条例の相当規定によりされた処分とみなすことを規定しております。

以上で、議第18号 下田市消防団条例の全部を改正する条例の制定についての説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（大黒孝行君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

6番。

6番（岸山久志君） この条例なんですけれども、先日の、もう1年以上前になりますけれども、東日本大震災において職務にまじめだった消防団員が、その職務を遂行するために何人も命を落としたという事例があり、また職務に対して、ある程度、改正というか見直しをしなければならぬという話もあります。その点についてはいかが考えていますか。

議長（大黒孝行君） 市民課長。

市民課長（峯岸 勉君） この条例は、先ほど改正理由を申し上げましたけれども、もとの条例の中に、本来条例で定めたり規則で定めている分が混在しているということで整理させていただくんですけれども、ご指摘の消防団員のお亡くなりになった場合は、この条例ではなくて、お亡くなりになったりけがをしたりした場合は、別の条例で対応できるようになっておりますので、そちらで対応することになっております。

議長（大黒孝行君） 6番。

6番（岸山久志君） 消防団員になるには、宣誓をするわけですよね。規定に沿って職務をしなければならぬということで、例えば、この出動の13条に書いてありますけれども、災害したときに直ちに出勤し、あらかじめ指定するところに従い職務に従事しなければならぬと、こういう縛りがある。そのおかげで命を失った方もいるということで、そういう形の見直しとってはおかしいですけれども、対処の仕方を考え直さなければならぬというような話も出ているということなんです。そういうことです。

この仕事に従事するに当たって、それにまじめに取り組んだおかげで命を失った。果たしてそれでいいのかということが、今出ているということです。

それについて、こういう条例の中では、そういう点を加味してあるのかなというのを感じたものですから。

議長（大黒孝行君） 市民課長。

市民課長（峯岸 勉君） この条例において、亡くなった場合の補償とか、そういうのは、この条例では規定しておりません。それで、東日本大震災の例があったんですけれども、下田市の場合ですと、現在お2人なんですけれども、消防活動等通じて亡くなられたり、けがをした人については遺族の方に年金とかそういう形で支給をさせていただいている。ですから、この条例では、そういうのはないということです。

議長（大黒孝行君） よろしいですか。

6番。

6番（岸山久志君） こういう災害のとき、職務に忠実だったおかげで命を落としたということで、逆に、言い方がおかしいんですけれども、忠実じゃなくして自分がさっさと逃げたと、それのおかげで助かったと、そういう形があるかもしれないということなんですよ。そういう形で職務に忠実ということ、ある程度見直さなければならない。どういうケースによって忠実になるべきか、こういう場合は逃げてもいいとかという、そういうのを、宣誓してしまうので、職務に忠実でなければならないという形になると思うんですけれども。そういう判断というのは、その辺はしなくていいのかなということなんです。

議長（大黒孝行君） 市民課長。

市民課長（峯岸 勉君） 職務をきちんとやっているか、やってないということなんですけれども、消防団というのは、団長を頂点としまして、分団長、部長、班長という形でピラミッド形式で組織が成立しておりますので、団員にしる、班長にしる、職務をきちんとやっているかやっていないかというのは、その組織の中で判断できるというふうに考えております。

議長（大黒孝行君） ほかに質疑はございませんか。

5番。

5番（鈴木 敬君） 若干補足しますけれども、まず、消防団員は使命を十分果たすことが大切です。ですから、ある場合によっては命を落としても、その職務を遂行しなければならないということは重々考えられますが、大震災で、津波が来るよと、その緊急時にまず、そういうときには、消防団としてもまず逃げる、自分の命を大事にすること。おさまった

後消防団としての活動をするというふうなことが、これから考えられるんじゃないかというふうな緊急時に、そういうときには、消防団だからおれは、みんな助けに行く、あるいは連絡していかなければならない、おい逃げろよとか言っていかなければならないというふうなことを問われてくるのかどうなのか、そういう場合に。消防団員として、団員はそこまで問われるのかどうなのかという、まず、そういう緊急時には、自分の命を助けることが、次への対応にもなってくるのじゃないかと、そういう考え方というものが、今度の大地震においていろいろ出てきたんじゃないかという、そこら辺のことを彼は問いただしているんだと思って、私が補足質問しました。

議長（大黒孝行君） 市民課長。

市民課長（峯岸 勉君） 災害時、大災害が起こったときの緊急時には消防団どうするのかということですが、これは、もちろんおっしゃるように、まずは自分の命を守らないと、消防団活動なんてできませんので、避難を、まず自分の命を守るということを優先していただいて、その後、一段落したらといいますか、そしたら消防団活動に出動していただくという流れに、ご指摘のとおりだということです。

議長（大黒孝行君） 5番。

5番（鈴木 敬君） そこら辺のところは、この今回の消防団の全部改正ですか、に何がしか反映はされているんですか。

議長（大黒孝行君） 市民課長。

市民課長（峯岸 勉君） この改正後の条例の中には、緊急時にどういう対応しなさいとかということまでは、ここで出ているのは、自分の命をどうしなさいというのは、それは規定はされていないです。

議長（大黒孝行君） ほかに。

7番。

7番（沢登英信君） 提案理由が消防団組織の統廃合に基づく定員の見直しだと、こう規定してあるわけですが、消防団組織の統廃合というのは、どこでどう進められているのか、ちょっとお尋ねをしたい。団員の数が386人から380人にするというような規定が、この内容で明らかになっておりますが、それぞれの分団や部長さんという点が、従前の条例ではきっちり規定がされておりますが、今回は、それらのものが、明文上は割愛がされているという状態になっていようかと思っておりますけれども、すべてを1つの消防団とするということではないんじゃないかと思うんですが、分団や、部や、ここに従来あった組織上の体制とい

うのはどうなっているのかと、従来どおりではないかと思いますが、そして、6人ほどの減というのは、具体的にどこのどういう部署の人たちが減になるのかというのが、2点目のお尋ねでございます。

それから従前の条例は、24条立てですか、それが今度18条立てと、6項目が割愛するというのはご説明をされたかと思うんですが、割愛をした条例の部分というのはどこなのかと、どういう理由で6項目割愛されたのか、あわせてお尋ねしたいと思います。

議長（大黒孝行君） 市民課長。

市民課長（峯岸 勉君） まず、消防団の統廃合ということですがけれども、これも具体的に申し上げますと、下田市消防団の第4分団、これが現在3部制で活動していただいているんですけれども、24年4月1日からは、4分団ですがけれども一部で3部制から1部制になるということ。つまり2つなくなってしまうということです。もうちょっと具体的に言いますと、今、北湯ヶ野、横川、加増野に消防詰所があったわけですがけれども、これを新たに横川に新しい詰所をつくりまして、そこに統廃合ですから、ほかの2つは廃止になったということでございます。

それから、6人の具体的な内容なんですけれども、これは、今申し上げた4分団の関係でございます。現在、4分団は分団長以下38名おります。3部制ですので部長が3人、班長が6人おりますけれども、この6人の内訳は、部長3人いたものが、部長が1人になるので、2人減、班長6人いたものが班長3人体制にしますので、3人減、団員が27名いたものが26人、1人減で合計6人ということでございます。

それから、24条構成だったものを18条構成にさせていただくわけですがけれども、規則のことをおっしゃっていたと思うんですがけれども、現在の条例の中に入っている本来、規則で定めなければならないものは、この条例が議決をお願いできましたら、新しい規則を制定して、その中で規定していくと、そういう予定になっております。

議長（大黒孝行君） 7番。

7番（沢登英信君） 今の説明でわかりましたが、そうしますと、団長とか副団長、分団長、第2条関係ですがけれども、そこら辺は規則のほうで定めるといような理解でいいのかという点と、4分団の、北湯ヶ野、横川、加増野、ここが4分団の3部制が1部制に変わることによって6人減だという、こういうご説明ですので、そうしますと、この4分団におきます体制というのは、従来どおり、災害に対する体制というのが心配がないのかというのは疑問が出てきょうかと思っておりますけれども、3部を1部にせざるを得ない地域の事情もあろうかと

と思いますが、こちら辺は、どういうぐあいに認識されているのかお尋ねしたいと思います。

議長（大黒孝行君） 市民課長。

市民課長（峯岸 勉君） 第2条にあります職階、団長から団員までのところは規則で定めることとなります。それから3部制から1部制になって、状況はどうなのかということでございますけれども、3部のときには車両が3台、それを、1部になりまして車両が2台です。ポンプ車と積載車プラス小型ポンプ、人数でも3部が1部になったからいきなり減らすのではなくて、必要最小限のものを消防団活動に支障のない形で実施していくということで、これは、分団長会議等で何回もお話をした中で決定させていただきました。3カ所あった詰所が1カ所になってしまいますので、それは確かに活動的には、広い範囲を守らなければならないのですけれども、消防団には相互応援というものもございますので、4分団の近くですから、3分団です。そういうところから応援が来るといふ、そういう体制もきちんと決めてございます。

議長（大黒孝行君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第18号議案は、総務文教委員会に付託をいたします。

議長（大黒孝行君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって散会いたします。

明日、本会議を午前10時より開催いたしますので、ご参集のほどよろしくお願い申し上げます。

ご苦労さまでございました。

午後 2時13分散会